

中級レベル

欧州統一特許Unitary Patent

～今のEP特許との違いとは～

欧州連合では、「欧州統一特許制度」に関する法案がついて承認され、早ければ2014年1月1日から適用が開始されます。本セミナーでは英国より専門家をお招きし、現在の欧州特許との違いを中心に講演いただきます。

- ☆Unitary Patent創設の経緯
- ☆現況と創設までのタイムライン
- ☆Unitary Patentがカバーする国々と翻訳についての制度は？
- ☆賛否両論 – Unitary Patentを選ぶ前に
(現在のEP特許や各国への直接出願と比べて)
- ☆欧州統一特許裁判所(UPC)を使うメリットとデメリット
- ☆UPCがメジャーになるとき。その分岐点は？
- ☆フォーラム・ショッピング
 - UPCにおいて法廷地漁りが起きるのか？
 - 調和を実現するためには？

◆講演者◆

※通訳付



Reinhard Ottway

CEO, RWS Group
(RWS Group 最高経営責任者)



Andy Cloughley

Managing Director, Miller Sturt Kenyon
(英国特許事務所 Miller Sturt Kenyon 所長
欧州特許弁理士、商標弁理士)



Matt Turner

Miller Sturt Kenyon
(英国特許事務所 Miller Sturt Kenyon
欧州特許弁理士、商標弁理士)

◆日時: **平成25年10月17日(木)**

14:30～16:30

◆会場: **発明会館 7階 研修ルーム**
(東京都港区虎ノ門2-9-14)

◆定員: **先着50名**

◆受講料: **無料**

◆申込: FAXもしくは、HPからお申込下さい。(※事前申込制)

～講座に関するお問い合わせ先～

一般社団法人発明推進協会 研修チーム TEL03-3502-5439 FAX03-3506-8788